

(別添)

公益財団法人介護労働安定センター介護職員初任者研修(通信併用)共通学則に基づく
山形支部 施行細則 (令和7年10月1日施行)

(趣 旨)

第1条 この施行細則は、公益財団法人介護労働安定センターにおいて、介護職員初任者研修(通信併用)学則(以下「学則」という。)に定めるもののほか、山形県介護員養成研修事業実施要綱により、必要な事項を定める。

(修了の認定)

第2条 学則第20条に規定する修了評価基準を満たす者とは「修了評価」を実施し、以下の(6)(7)に該当する者とする。

- (1) 座学の通学科目の修了評価については公益財団法人介護労働安定センター本部作成の全国共通の試験問題から抜粋し筆記試験として行うこととする。
- (2) 問題数については、テキストに示す科目毎に作成し、計50題とする。(別紙)
- (3) 出題形式については、原則として正しいもしくは誤った内容の選択等とし、記述解答式は出題しない。
- (4) 演習の修了評価については介護技術習得状況確認とし、演習で学んだ内容及び「介護職員初任者研修 介護技術チェックシート」から出題し行うこととする。
(別紙)
- (5) 演習の修了評価について4分位で行い、各項目の毎に採点をする。
- (6) 配点については試験(筆記・実技)・課題を100点満点とし、A(80点以上)、B(65点～79点)、C(50点～64点)、D(49点以下)の区分により評価し、B以上を合格とする。
- (7) 上記の評価区分でC及びDと判断された者については再評価対象者とし、再試験(再提出)を実施する。試験の結果、B以上の者のみ合格とする。

(補講の方法)

第3条 学則第17条に規定する補講の方法とは以下のとおりとする。

- (1) 講義及び演習の補講については、対面もしくは直接指導を受けるものとする。

(補講に必要な費用)

第4条 学則第17条に規定する補講を設定し、実施した場合に必要な費用は以下のとおりとする。受講者負担については、都度受託元と協議を行い決定していく。

なお、補講受講後の返金は、できないこととする。

- (1) 当センターで補講を実施した場合は規定の金額とする。

法定講習：1日あたり @ 3,000円(税込み)

(2) 補講に関する交通費及び保険料は自己負担とする。

(修了証の再発行に必要な費用)

第5条 修了証の紛失及び住所・名前等の変更が生じた場合、申請書等を提出することで事業者が修了証を再発行することができる。

なお、再発行に必要な費用は以下のとおりとする。

- | | |
|-------------------|--------|
| (1) 発行料 | 2,000円 |
| (2) 申請書送付料(切手代) | 110円 |
| (3) 修了証送付料(簡易書留代) | 530円 |
| (4) 振込手数料 | |

第6条 課程編成責任者は次の者が担当することとする。

(公財) 介護労働安定センター山形支部

介護労働サービスインストラクター 今田 君枝

第7条 苦情対応者は次の者が担当することとする。

(1) 法人苦情対応者 (公財) 介護労働安定センター本部
業務部長 畑 俊一

(2) 事業所の苦情対応者 (公財) 介護労働安定センター山形支部
支部長 池田 忠義

附則

この施行細則は、令和7年10月1日から施行する。